

選挙の出前授業

高校生以上用資料



鹿児島市明るい選挙推進協議会
鹿児島市選挙管理委員会

明るい選挙推進協議会について

明るい選挙推進協議会とは、選挙啓発のボランティア団体で、日頃から市民の皆さんに投票の大切さや違反の無い、きれいな選挙を呼びかける活動を行っています。

※ 略称：めいすいきょう明推協

選挙の意義

1. 有権者とは

有権者になるということは、権利を持つということ、特に政治について重要な役割を持つ**選挙等に参加する権利**を持つということです。

皆さんにとって、政治の一番分かりやすい役割は、お金の集め方や使い道を決定するということかもしれません。地域の住民や国民からどのように税金を集め、集められた税金をどのように使うか決定するということは政治の大きな役割です。

また、国家や社会のルールを作ること、社会の秩序を維持し統合を図ることも政治の大きな役割ですが、個人や団体の考え方や意見、利害の対立を調整し、解決することが必要なのです。

我が国では、このような役割を持つ政治は、**間接民主主義の原則に基づき行われています。選挙とは、このような政治に参加する手段の一つであり、国民や地域の住民から選ばれた代表者が、議会で法律や予算を決定する制度をとっている我が国において最も重要な手段なのです。**

有権者になるということは、政治の過程に参加する権利を得ることです。と同時に、政治に参加しても必ずしも自分の意見が通るわけではありません。だからといって政治に参加するのをやめてしまうと、政治が一部の人の考えだけに基づいて行われることになりかねません。

政治が、世代や職業など様々な背景を持ち、多様な意見を多く持つ人々の意思を反映して行われるためには、みんなの知恵を集めていくことが求められます。

2. 選挙権年齢の改正

【改正の時期】

平成 27 年 6 月に公職選挙法が改正され、平成 28 年 7 月に行われた参議院議員通常選挙及び鹿児島県知事選挙から選挙権年齢（投票できる年齢）が「満 20 歳以上」から「満 18 歳以上」に引き下げられました。

【改正の理由】

- ・日本の未来を作り担う存在である 10 代にも、より政治に参画してもらうため。
- ・より早く選挙権を持つことにより、社会の担い手であるという意識を、若いうちから持ってもらう、主体的に政治に関わる若者を増やすため。
- ・世界的にみると、18 歳までに選挙権が認められている国は全体の約 92%であり、今回の引き下げは世界の流れに沿ったものとも言えます。

3. 学生の選挙権

選挙で投票するには年齢、国籍の要件に加えて、引き続き 3 か月以上市区町村の区域内に住所を有する必要があります。

この条件を満たし、市区町村の選挙人名簿に登録されて初めて、投票することができます。

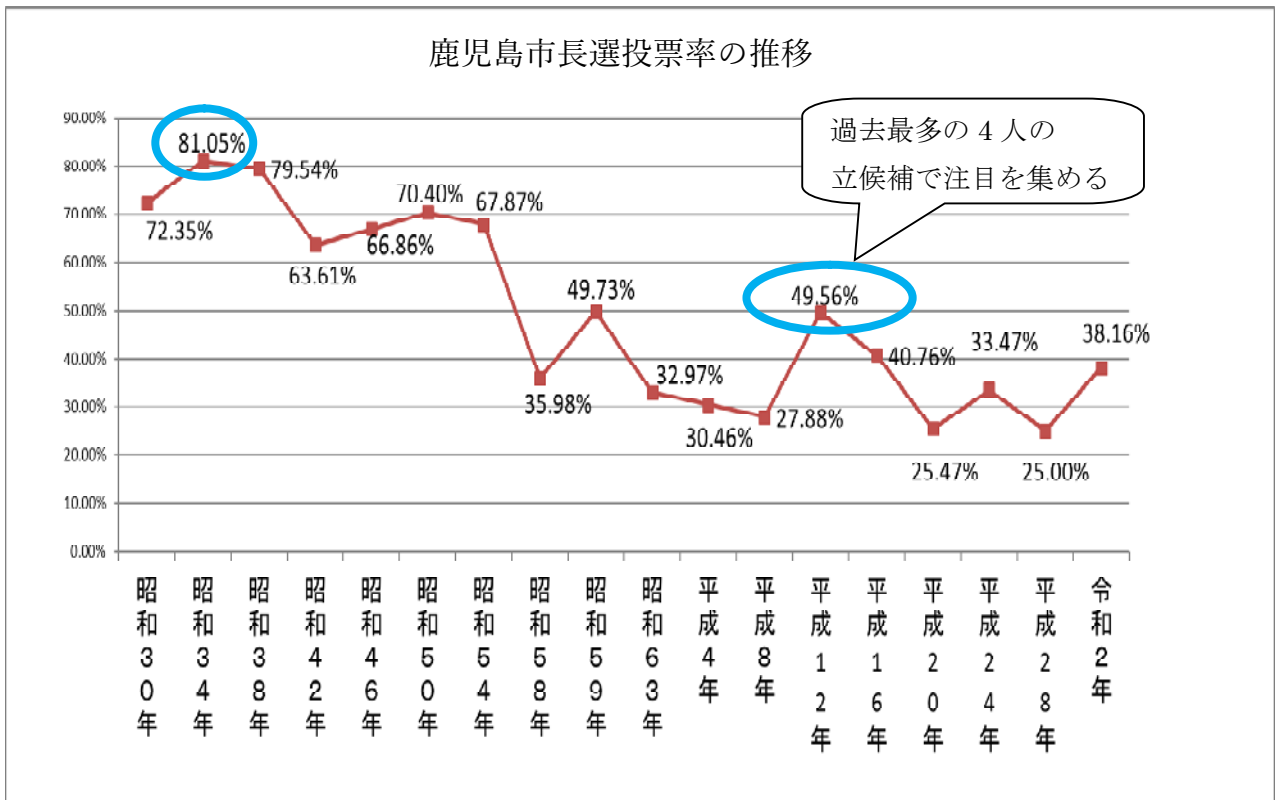
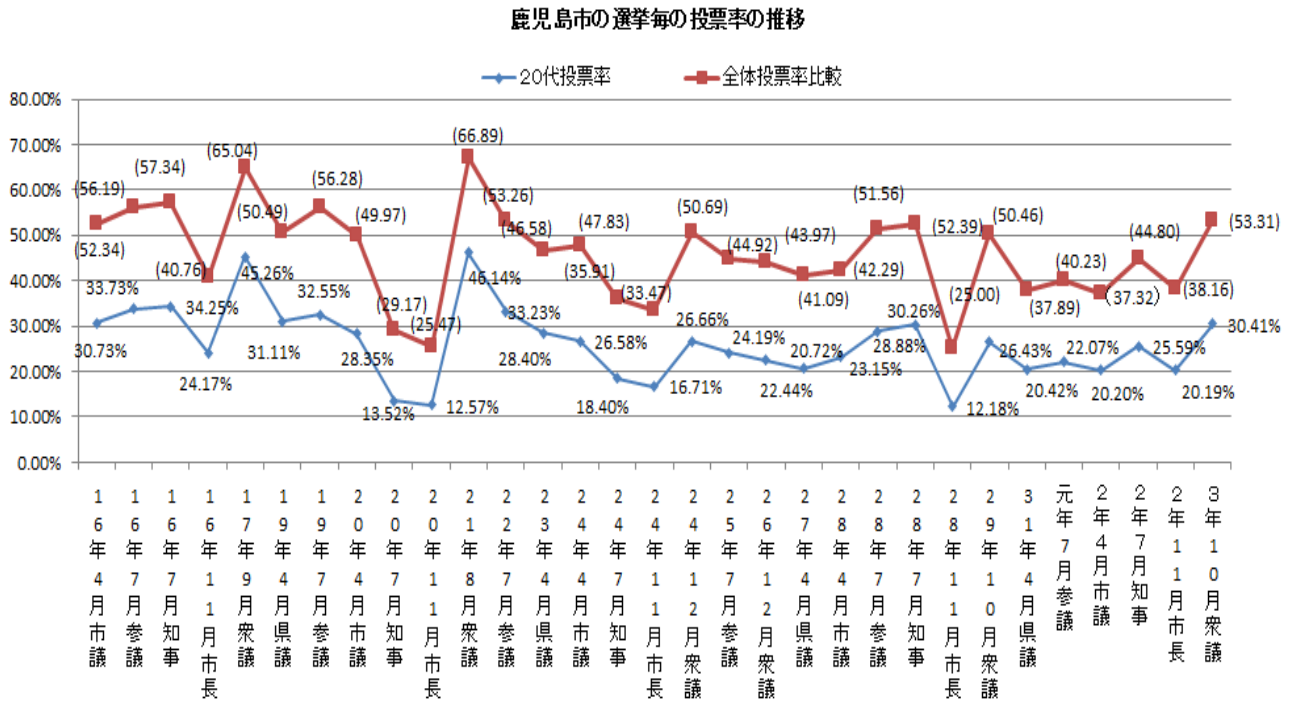
大学や専門学校に就学するために、親元等を離れて暮らしている場合、特別な理由がない限りは「寮や下宿先など」が学生の住所とされています。（最高裁判所の判例）

そのため、寮や下宿先のある市区町村へ住民登録をしていない場合は、親元等の市区町村で選挙人名簿に登録されたとしても、**実際に居住していないため投票できないこと**になります。

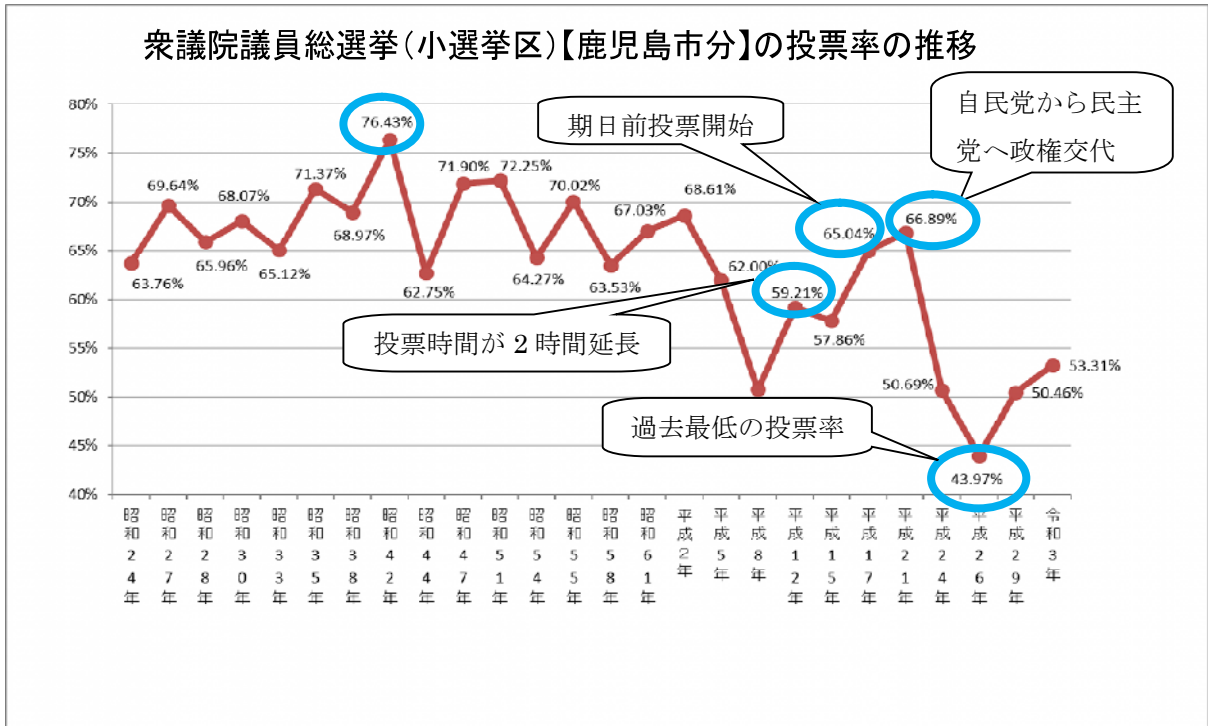
自分の暮らす地域の選挙で投票するためにも、必ず住民登録をしましょう。

投票率の現状

1. 選挙毎の投票率の推移



衆議院議員総選挙(小選挙区)【鹿児島市分】の投票率の推移



●令和3年衆議院議員総選挙(小選挙区)〈投票率順〉

順位 (R03)	順位 (H29)	都道府県名	投票率 (A)	前回投票率 (B)	比較 (A-B)
1	1	山形県	64.34	64.07	0.27
2	2	新潟県	63.16	62.56	0.60
3	4	島根県	61.55	60.64	0.91
4	3	山梨県	60.57	60.71	▲0.14
5	9	岩手県	60.38	59.15	1.23
6	6	長野県	59.77	60.40	▲0.63
7	23	奈良県	59.13	55.66	3.47
8	7	北海道	58.79	60.30	▲1.51
9	8	佐賀県	58.49	59.46	▲0.97
10	5	秋田県	58.24	60.57	▲2.33
11	31	和歌山県	58.24	52.96	5.28
12	17	鳥取県	58.16	56.43	1.73
13	16	岐阜県	58.10	56.55	1.55
14	15	福島県	58.01	56.69	1.32
15	22	福井県	57.77	55.92	1.85
16	21	鹿児島県	57.71	56.09	1.62
17	35	高知県	57.34	51.87	5.47
18	19	滋賀県	57.33	56.32	1.01
19	14	大分県	57.26	56.98	0.28
20	28	東京都	57.21	53.64	3.57
21	10	石川県	57.13	58.16	▲1.03
22	11	長崎県	56.89	57.29	▲0.40
23	13	熊本県	56.40	57.02	▲0.62
24	39	京都府	56.32	50.90	5.42

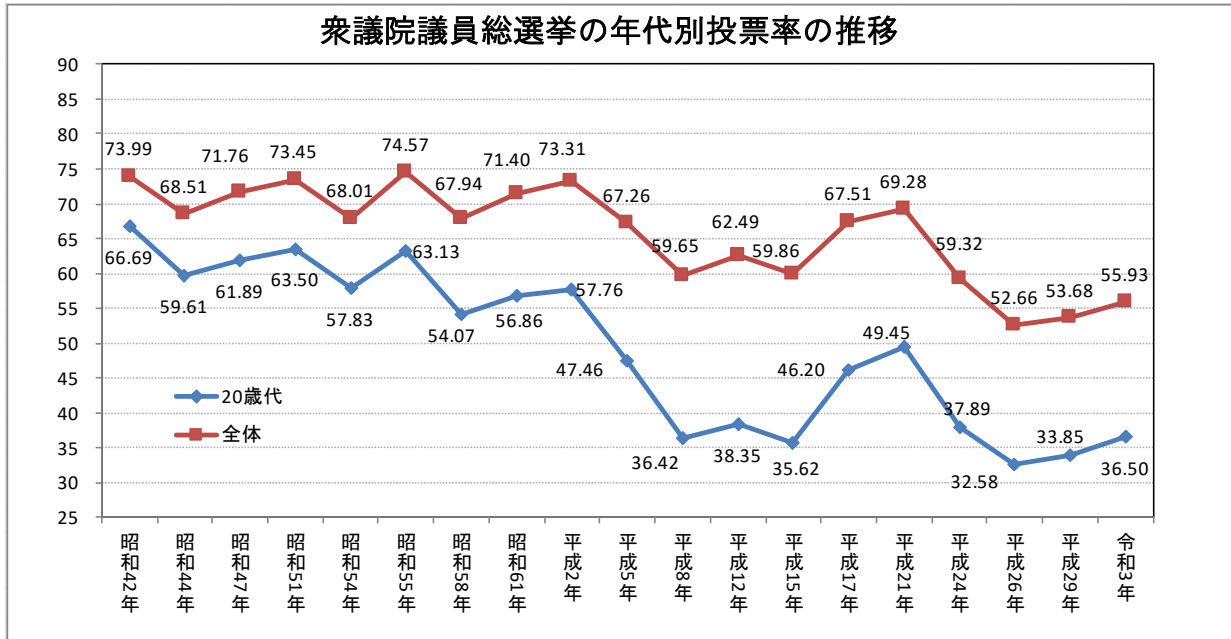
順位 (R03)	順位 (H29)	都道府県名	投票率 (A)	前回投票率 (B)	比較 (A-B)
25	33	神奈川県	56.29	51.97	4.32
26	46	大阪府	56.20	48.39	7.81
27	12	三重県	56.17	57.09	▲0.92
28	30	香川県	56.09	53.08	3.01
29	25	愛知県	55.97	54.65	1.32
30	32	宮城県	55.87	52.83	3.04
31	27	富山県	55.68	54.00	1.68
32	40	愛媛県	54.98	50.74	4.24
33	18	沖縄県	54.90	56.38	▲1.48
34	20	静岡県	54.81	56.32	▲1.51
35	45	兵庫県	54.29	48.62	5.67
36	38	埼玉県	53.97	51.44	2.53
37	34	群馬県	53.89	51.97	1.92
38	47	徳島県	53.86	46.47	7.39
39	41	宮崎県	53.66	50.48	3.18
40	44	千葉県	53.64	49.89	3.75
41	36	栃木県	53.06	51.65	1.41
42	26	青森県	52.93	54.17	▲1.24
43	37	茨城県	52.54	51.53	1.01
44	42	広島県	52.13	50.17	1.96
45	29	福岡県	52.12	53.31	▲1.19
46	43	岡山県	50.94	50.09	0.85
47	24	山口県	49.67	55.23	▲5.56
		全体	55.93	53.68	2.25

15年投票率 17年投票率 21年投票率 24年投票率 26年投票率 29年投票率 03年投票率

最高	70.66 (島根県)	75.81 (島根県)	78.35 (島根県)	65.74 (島根県)	59.24 (島根県)	64.07 (山形県)	64.34 (山形県)
最低	53.98 (埼玉県)	62.35 (沖縄県)	64.87 (千葉県)	53.89 (高知県)	46.83 (青森県)	46.47 (徳島県)	49.67 (山口県)

・選挙の種類・政策の争点・立候補者・地域性 などにより投票率は変動する。

2. 年代別投票率の推移



※この表のうち、20歳代の投票率は抽出調査、全体の投票率は全数調査の数字です。

衆議院議員総選挙の10年毎の年代別投票率

	昭和44年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成21年	令和3年
10歳代	-	-	-	-	-	43.21
20歳代	59.61	63.13	57.76	38.35	49.45	36.50
30歳代	71.19	75.92	75.97	56.82	63.87	47.12
40歳代	78.33	81.88	81.44	68.13	72.63	55.56
50歳代	80.23	85.23	84.85	71.98	79.69	62.96
60歳代	77.70	84.84	87.21	79.23	84.15	71.43
70歳代以上	62.52	69.66	73.21	69.28	71.06	61.96
全体	68.51	74.57	73.31	62.49	69.28	55.93

※この表のうち、年代別の投票率は抽出調査、全体の投票率は全数調査の数字です。

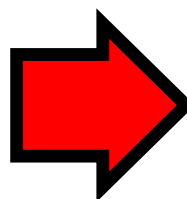


せんきよ - せいせい

なぜ若者の投票率は低いのだろう？
投票に行かない理由を考えてみよう。

【投票を棄権した理由】

- ① 用事があったから
- ② 関心がなかったから
- ③ 適当な候補者も政党もなかったから
- ④ 政党や候補者が分からなかったから



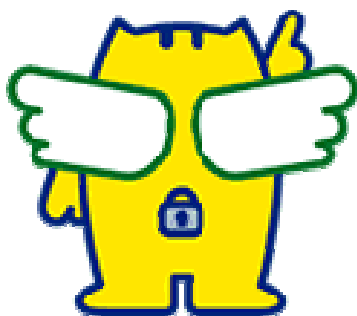
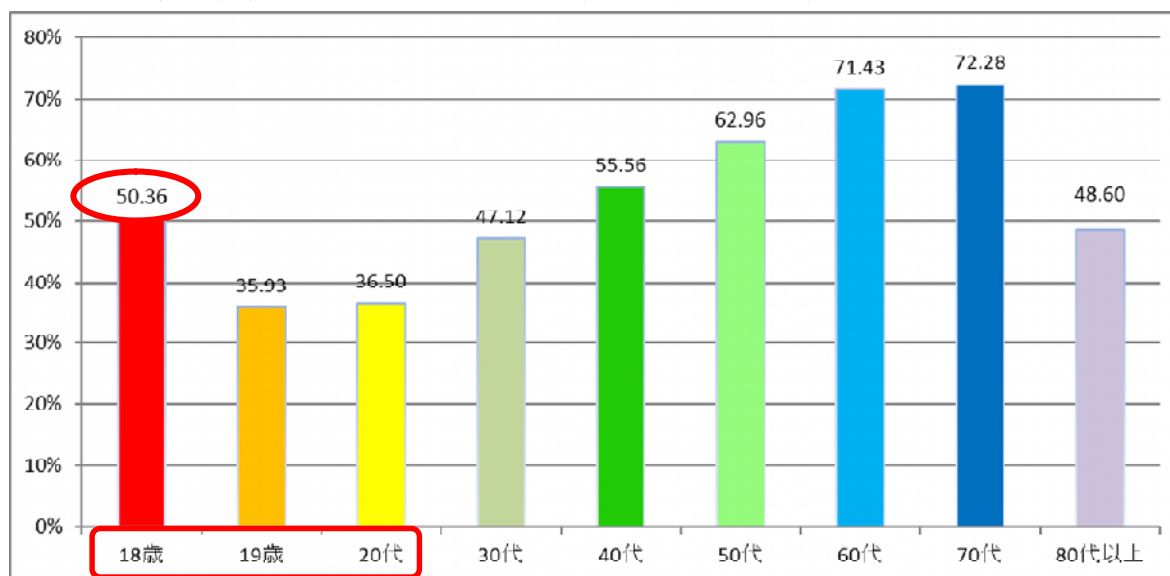
- ◎社会との関わりが低い
- ◎政治への無関心
- ◎政治への無気力

3. 18・19歳の投票率（第48回衆議院議員総選挙・全数調査）

(1) 18・19歳の投票率

	全国	県	鹿児島市
18歳	47.87%	49.73%	48.11%
19歳	33.25%	27.81%	25.14%
18・19歳	40.49%	39.23%	36.72%
全体	53.68%	56.09%	50.46%

(2) 衆議院議員総選挙年齢別投票者数調（全国・抽出調査）（令和3年）



若年層の中でも、18歳は多くの方が投票に行っているね。

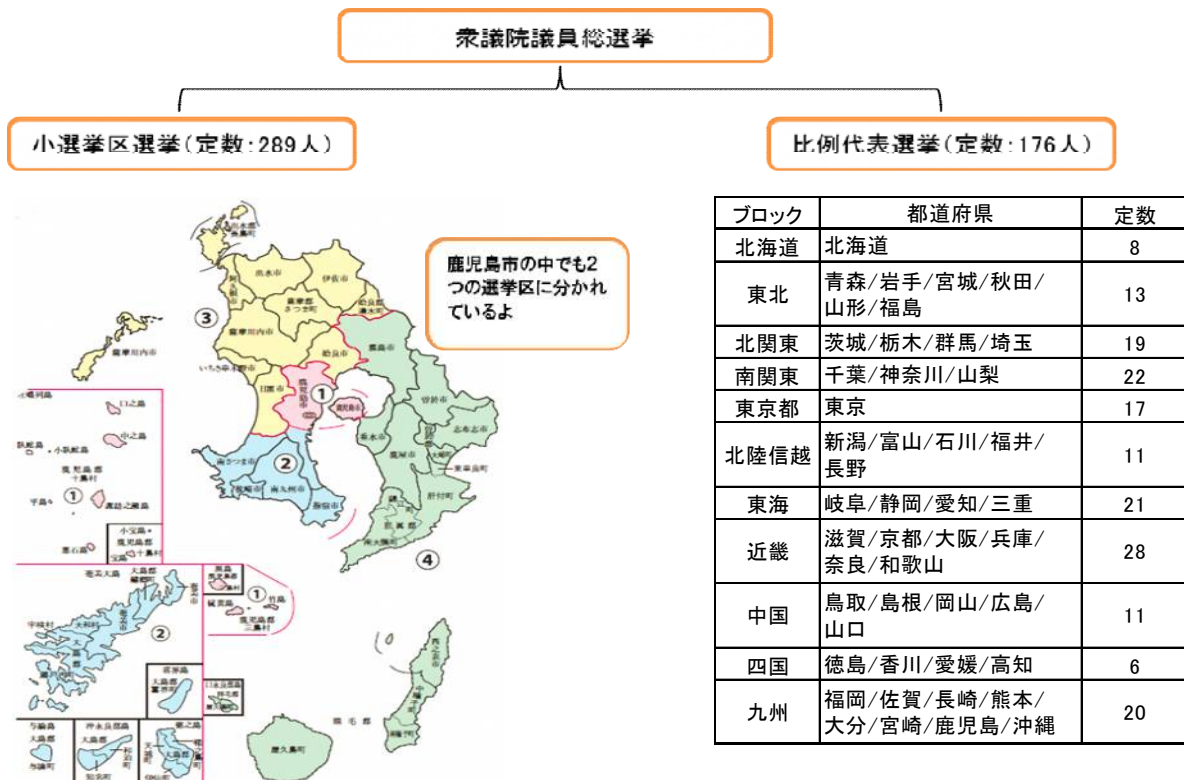
今回の出前授業を受けたみんなも

絶対投票に行こう！！

選挙の種類

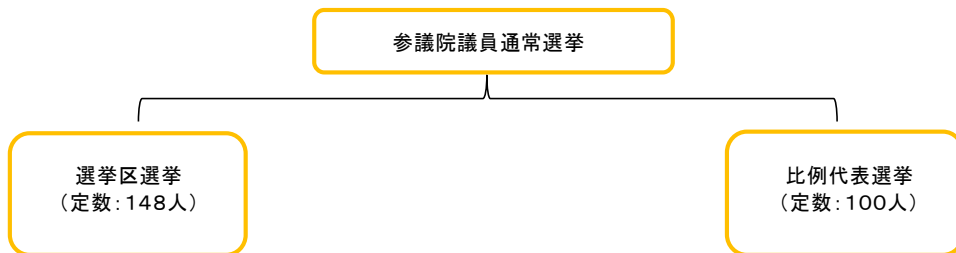
選挙の種類	衆議院議員	参議院議員	県知事	県議会議員	市長	市議会議員
選挙権	満18歳以上の国民					
被選挙権 選挙で選ばれる権利	25歳以上	30歳以上	30歳以上	25歳以上	25歳以上	25歳以上
任期(年)	4	6	4			
定数(人)	465	248	1	51 (鹿児島県)	1	45 (鹿児島市)

○国政選挙について



- ・衆議院には解散があり、任期途中でも選挙が行われます。
- ・衆議院の比例代表選挙は、拘束名簿方式となっており、候補者を届出た政党が当選させたい順番で候補者を名簿に載せます。

拘束名簿方式の比例代表選挙では、選挙人は投票用紙に『**政党名**』を記載して投票します。政党の得票数に基づいて、当選人の数が決まり、政党の名簿掲載順で当選人が決まります。



・参議院比例代表選挙は全国を11ブロックに分けて行う衆議院と違い、全国を1つのブロックとして行います。

(平成30年7月公職選挙法の一部を改正する法律の施行による変更)

- ・埼玉県の選挙区の定数を6人から8人へ変更。
- ・参議院比例代表選出議員の定数を96人から100人へ変更。

- ・参議院には解散がありません。
- ・参議院は、議院の継続性と国会の機能の空白化を防ぐことを目的として、6年の任期ごとに一斉に改選するのではなく、半数改選(3年毎)することになっています。
- ・比例代表選挙は、非拘束名簿方式となっています。

非拘束名簿方式の比例代表選挙では、選挙人は投票用紙に『候補者名または政党名』のいずれかを記載して投票します。政党の総得票数に基づいて、当選人の数が決まり、得票数の最も多い候補者から順次当選人が決まります。

投票の方法

1. 投票所と投票時間

鹿児島市で一般の選挙が行われるときは、**156ヶ所の投票所**が設けられます。

時間は、一部の投票所を除き、**午前7時から午後8時まで**です。

※午前7時から午後7時までの投票所・・・吉田・桜島・東桜島・喜入・松元・郡山支所管内の投票所、三船公民館、柳ヶ谷公民館

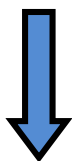
選挙のときに世帯ごとに送付する**投票所整理券**に、場所や時間等が書いてあります。投票所整理券を紛失した場合でも投票はできますので、受付でその旨お知らせください。



2. 投票所内での投票の流れ

投票の手続きは、難しいものではなく、数分で完了します。

① 決められた投票所へ行き、投票所整理券を提出します。



※投票所整理券はあらかじめ自宅に送付されます。

※投票所整理券を紛失してしまった場合でも、投票所でその旨申し出て、選挙人名簿に載っている本人であることが確認できれば投票できます。

② 選挙人名簿に載っている本人であるかどうか確認を受けます。



※身分証明書などを提示する必要はありません。

③ 投票用紙を受け取ります。



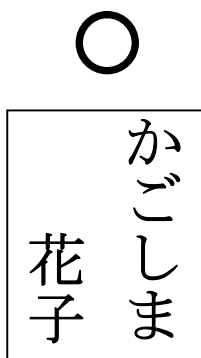
④ 投票記載所で投票用紙に候補者等の名前を書いて投票箱に入れます。

3. 投票用紙の書き方

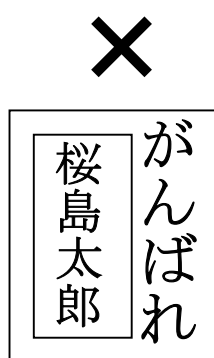
投票用紙には、立候補者の氏名を一人だけ書きましょう。



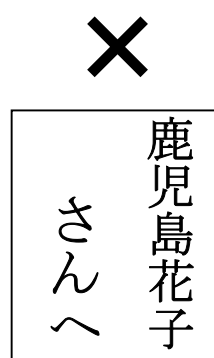
立候補者の氏名をはっきりと書きましょう。



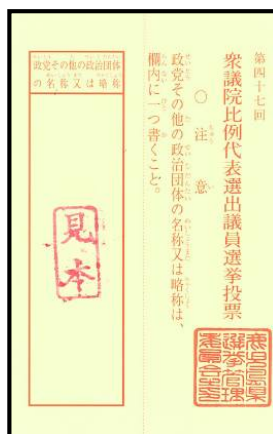
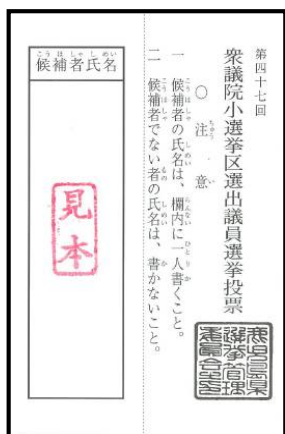
カタカナやひらがなで書いてもよいです。



ガンバレと書いたり、☆、「」などをつけると無効。
□で囲んでも無効。



○○さんへ、××さんに、などの助詞をつけると無効になる。さん、君などの敬称は有効。



4. 期日前投票

投票に行かない理由にも、いろいろなものがあります。その中で多かった理由のひとつが「投票日に仕事や旅行があつて行けなかった」というものです。

投票に行きたい気持ちはあるのに、投票日（選挙期日）に予定があるばかりに投票に行けないのは残念です。

そこで、そういった人たちのために、**期日前投票**というものが用意されています。選挙権を行使するためにも、期日前投票をぜひ活用しましょう。

鹿児島県ご当地めいすいくん

『めいすいどん』

～鹿児島市の期日前投票所一覧～

- 本庁・谷山・伊敷・吉野・吉田・桜島・喜入・松元・郡山支所・東桜島合同庁舎
- 鹿児島大学郡元キャンパス
- 鹿児島国際大学
- 勤労者交流センター（よかセンター）キャンセビル
- イオンモール鹿児島（東開町）



投票所整理券に記載している期日前投票宣誓書

<p>期日前投票宣誓書 ※本人が自書 平成29年10月 日</p> <p>氏名 _____ 生年月日 年 月 日</p> <p>1 仕事等 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>2 用事等 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>3 歩行困難 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>4 天災等 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>5 住所移転 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>事務処理欄 端末 交付 選挙 比例 国書</p> <p>【ご案内】 ① このハガキは4名連記です。世帯主宛に送付しています。5人目からは2通目以降の別のハガキになります。 ② 投票の際は、ご自分の整理券を切り離してお持ちください。 ③ この整理券に記載されている内容は、平成29年9月29日現在のものです。この日より後に、転居・死亡等の異動があった方につきましては変更されておられませんのでご了承下さい。 ④ 平成29年9月30日以降に市内間転居された方は、旧住所地の投票所（整理券に記載されている投票所）での投票となります。 ⑤ 整理券が誤って配達された場合は、お手数ですが本市選挙管理委員会までご連絡ください。 ⑥ 選挙公報が10月20日（金）までに届かない場合は、本市選挙管理委員会までお問い合わせください。</p> <p>【投票所について】 各投票所の所在地につきましては、本庁ホームページでご確認下さい。 http://www.city.kagoshima.lg.jp/senkyo/kanni/senkyokanni/shise/senkyo/tohyojo/ichiran.html</p> <p>【投票所整理券】 【期日前投票について】</p>	<p>期日前投票宣誓書 ※本人が自書 平成29年10月 日</p> <p>氏名 _____ 生年月日 年 月 日</p> <p>1 仕事等 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>2 用事等 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>3 歩行困難 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>4 天災等 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>5 住所移転 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>事務処理欄 端末 交付 選挙 比例 国書</p> <p>【期日前投票宣誓書について】 個人ごとの投票所整理券の裏面に記載してある期日前投票宣誓書は、期日前投票でご利用いただけます。期日前投票宣誓書の交付を本人が記入し、期日前投票所へご持参下さい。※必ずご自分の整理券かどうかを確認して下さい。</p> <p>【期日前投票所一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>期間</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①市役所本庁(西別館1階)</td> <td>10月1日～10月21日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②谷山支所 ③伊敷支所</td> <td>10月15日</td> <td>8時30分～20時</td> </tr> <tr> <td>④吉野支所 ⑤吉田支所</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>⑥桜島支所 ⑦喜入支所</td> <td>10月21日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧松元支所 ⑨郡山支所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩東桜島支所</td> <td></td> <td>8時30分～17時</td> </tr> <tr> <td>⑪勤労者交流センター(キャンセビル8階)</td> <td>10月19日～10月21日</td> <td>9時～20時</td> </tr> <tr> <td>⑫鹿児島大学郡元キャンパス(学習交流プラザ2階)</td> <td>10月17日</td> <td>12時～19時</td> </tr> <tr> <td>⑬鹿児島国際大学(7号館3階)</td> <td>10月11日～10月12日</td> <td>10時～17時</td> </tr> <tr> <td>⑭イオンモール鹿児島(2階イオンホール)</td> <td>10月14日～10月15日</td> <td>10時～20時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①～⑬の期日前投票所につきましては、投票者専用の駐車場はございません。</p> <p>【宣誓書記録例】 期日前投票宣誓書 ※本人が自書 平成〇〇年〇月〇〇日</p> <p>氏名 選挙 太郎 生年月日 年 月 日</p> <p>1 仕事等 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>2 用事等 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>3 歩行困難 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>4 天災等 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>5 住所移転 選挙当日、本 記の事由に該 当する見込み です。差配は 真実であることを 宣誓します。</p> <p>事務処理欄 端末 交付 選挙 比例 国書</p>	場所	期間	時間	①市役所本庁(西別館1階)	10月1日～10月21日		②谷山支所 ③伊敷支所	10月15日	8時30分～20時	④吉野支所 ⑤吉田支所	～	～	⑥桜島支所 ⑦喜入支所	10月21日		⑧松元支所 ⑨郡山支所			⑩東桜島支所		8時30分～17時	⑪勤労者交流センター(キャンセビル8階)	10月19日～10月21日	9時～20時	⑫鹿児島大学郡元キャンパス(学習交流プラザ2階)	10月17日	12時～19時	⑬鹿児島国際大学(7号館3階)	10月11日～10月12日	10時～17時	⑭イオンモール鹿児島(2階イオンホール)	10月14日～10月15日	10時～20時
場所	期間	時間																																
①市役所本庁(西別館1階)	10月1日～10月21日																																	
②谷山支所 ③伊敷支所	10月15日	8時30分～20時																																
④吉野支所 ⑤吉田支所	～	～																																
⑥桜島支所 ⑦喜入支所	10月21日																																	
⑧松元支所 ⑨郡山支所																																		
⑩東桜島支所		8時30分～17時																																
⑪勤労者交流センター(キャンセビル8階)	10月19日～10月21日	9時～20時																																
⑫鹿児島大学郡元キャンパス(学習交流プラザ2階)	10月17日	12時～19時																																
⑬鹿児島国際大学(7号館3階)	10月11日～10月12日	10時～17時																																
⑭イオンモール鹿児島(2階イオンホール)	10月14日～10月15日	10時～20時																																

5. 不在者投票

出張や長期旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

投票手順は次のようになります。

- 1) 選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会に対し、直接か郵便で投票用紙などの必要書類を請求します。
- 2) 投票用紙と投票用封筒、不在者投票証明書が郵送されます。これらは**絶対に開封せず**、そのまま滞在先の選挙管理委員会に持参します。自宅などで投票用紙に記入して郵送された場合は無効になります。
- 3) 持参したら、本人確認の上、**その場で投票用紙に記入**します。記入した投票用紙は滞在先の選挙管理委員会が直接名簿登録地の選挙管理委員会へ送付します。そのため日数には余裕を持って投票してください。

インターネット選挙運動

平成25年4月の法改正により、国政選挙、地方選挙でインターネットを使った選挙運動ができるようになりました。(投票自体がインターネットでできるわけではありません。)

有権者は、ウェブサイト（フェイスブック・ツイッター・LINEなどのSNS、YouTubeなどの動画共有サービスなど）を利用した選挙運動が可能となりましたが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

※「選挙運動」とは・・・特定の選挙で特定の候補者の当選を目的として投票をしてもらうために有利な活動を行うことです。

ネットで選挙運動ができる人				
	候補者	政党	一般有権者	
情報発信方法	ウェブサイト	○	○	○
	SNS	○	○	○
	電子メール	△	△	×
	有料ネット広告	×	○	×

※選挙運動に使用するウェブサイトなどには「氏名、電子メールアドレスなど」を表示することが義務づけられます。

～インターネット選挙運動で禁止されていること（例）～

●有権者が電子メールを使って選挙運動をすること

電子メールを使って選挙運動をすることができるのは候補者・政党などに限ります。有権者は候補者・政党などから送られてきた選挙運動用電子メールを転送することもできません。しかし、LINEなどのユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、「電子メール」ではなく、「ウェブサイトなど」に該当しますので、候補者・政党以外の一般有権者も利用可能です。

●HPや電子メールなどを印刷して配布すること

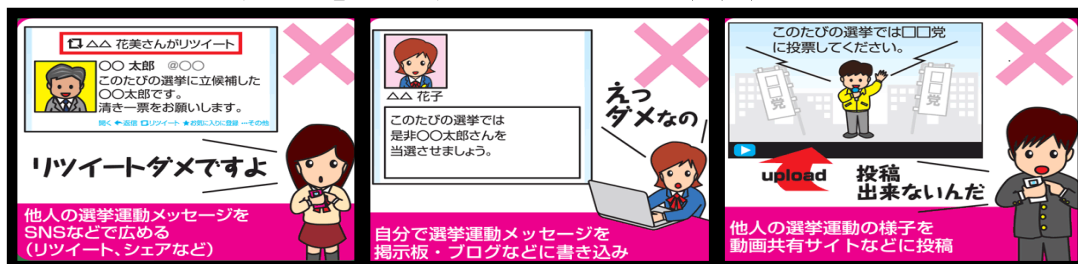
選挙運動用のホームページや、候補者・政党などから届いた選挙運動用の電子メールなどをプリントアウトして配布してはいけません。

●選挙運動期間外に選挙運動をすること

選挙運動は、公示・告示日に届出がされてから投票日の前日までしかすることができません。

年齢満18歳未満の方は選挙運動はできません・・・

特に注意が必要な3つのポイント↓↓↓



寄附禁止

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。違反すると罰せられます。

また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝 	地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入 	お祭りへの寄附・差入 
町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入 	みんなで徹底しよう 三ない運動 贈らない! 求めない! 受け取らない! これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。	落成式・開店祝等の花輪 
病気見舞 		お歳暮・お年賀 
入学祝・卒業祝 	葬儀の花輪・供花 	秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典 

投票所内でのマナー違反

5つの約束

1. 投票用紙を**持**ち帰らない。



2. 電話やメールを**使**わない。

3. 写メ等**撮**らない。



4. 他人の投票記載内容を**見**ない。

5. 別人に**な**りすまして投票しない。

